

【自律改革】平成30年度末時点の取組状況(年度末報告)

労働委員会事務局

No	区分	事項名	自律改革取組前の状況 (現状・課題)	検討・分析の進め方	取組の内容及び成果 今後の方向性	取組状況
1	継続	自律改革体制の整備	局内における自律改革を推進する体制が不十分	局長を本部長とし、全管理職をメンバーとする労働委員会事務局改革推進本部を設置 各課題ごとにPTを立ち上げ、メンバーに若手職員を登用して自律的な改革を推進	各PTの検討・分析の進め方や取組の内容について、局改革推進本部において議論を深めることにより、確実に局の自立改革を推進した。 引き続き、局改革推進本部において、局内における自立改革を推進していく。	継続
2	新規	分かり易さを重視したホームページの再構築	「東京都公式ホームページに係るガイドライン(平成29年12月)」に準拠するためのホームページ改修に合わせ、全体構成や掲載内容の見直しを検討する。	閲覧者が必要な情報にたどり着きやすいよう、構成を見直す。 見直しに当たっては、現行ホームページの各ページのアクセス数を分析するなど、ニーズを把握	ガイドラインへの準拠、ホームページのデザインの統一化及び全体構成の見直しなどを実施し、分かり易さをより重視したホームページとした。 今後は、アクセス数の分析や委員・職員から意見を求めるなど、より都民本位のホームページとなるよう、随時ホームページの構成や内容の充実を図っていく。	継続
3	新規	一層の業務効率化に向けたシステムの機能強化	一層の業務効率化を図るため、現行のソフトウェアのバージョンアップとともに、システムの機能強化やマニュアル整備等に取り組む。	各課のICTリーダーを中心としたメンバーが、PTで改修について議論、情報共有を行い、また、改修業者と連携してシステム改修、検証、データ移行作業を行う。	審査2システムについて、設計書等を整備の上、31年2月12日から本番稼働し、改修完了。契約差金を利用し、調整3システムの設計書等の整備及び31年度改修予定セキュリティ機能強化策の検討を実施。 31年度は全システムのセキュリティ強化を含む改修及び調整3システムの元号改正対応予定。	継続
4	新規	紛争回避に向けた広報物の作成	使用者が労使関係に不慣れであること又は当事者間の労使関係が未成熟であることが原因で、紛争状態に陥っている事案が散見される。	当委員会の豊富な事案の経験の蓄積を生かし、労使間の集団的紛争を回避し、健全な労使関係の構築に資する方策を、各課横断的に組織したPTにおいて検討する。	当委員会に申立てのあった事案等を基に、労使関係において想定される場面を視覚的に例示しつつ、不当労働行為について解説する広報物を作成した。 局ホームページにおいて公開することとし、3月末までに掲載した。	終了
5	新規	組織的な情報の共有と活用の徹底	電子ファイルの組織的な管理を行うとともに、情報が局内で適切に共有されるよう、共有フォルダ及びDBの整理・活用に取り組む。	共有フォルダ及びDBの利用状況の現状分析を行い、情報共有を推進する上での課題、解決策についてブレイン・ストーミングを実施 その結果、以下について検討を進める。 ○共有すべき情報の精査 ○共有フォルダ・DBで共有する情報の整理 ○共有フォルダの階層、DBのレイアウト ○利用者のアクセス(閲覧)権限の範囲	局として組織的に情報共有すべき「情報」を、新規採用職員や転入職員などの「局経験の浅い職員が早期に戦力となる上で必要となる情報」として整理した。その上で、当該情報を効果的に情報共有するために、共有フォルダの階層、DBのレイアウトの改善に加え、フォルダ・DBで共有する情報を充実させた。今後は、PDCAサイクルに基づき、更なる情報共有の推進に向けたブラッシュアップを行う。	継続
6	新規	労働委員会の認知度向上	労使紛争に馴染みのない一般都民に向けた広報を充実させ、労働委員会の認知度が向上するよう、紹介動画等の作成に取り組む。	○動画のターゲットを明確に設定し、労働委員会の役割を理解できるような短時間の動画を作成。ホームページ等で公開 ○労働組合や使用者等を個別訪問して制度説明を実施することにより、労働委員会の調整機能等への理解促進を図る。	労働委員会をあまりよく知らない人をターゲットに、Q&A方式で労働委員会の仕組みを伝える動画、「労働委員会ってどんなところ?」を職員が作成。ホームページ等で公開した。また、関係機関等を訪問し、労働委員会の調整機能等について説明。利用促進に向けたPRを行った。 今後、引き続き、認知度向上に取り組む。	継続
7	新規	施設のサービス品質の向上に向けた取組	ポスター等掲示物やチラシ等については、窓口改善員が随時見直しや点検を行っている。 案内表示については、来庁者等からの意見があった場合、対応することとする。	自局が所管する施設(都庁舎)において、サービス改善に向けた点検を効率的に実施するため、窓口改善員の取組の中で、引き続き検討していく。	【取組の内容】 庁舎内ポスター等掲示物やチラシ等に関しては、期限切れのものを取り除き、分類・整理整頓するなどの見直しを11月に実施 【今後の方向性】 窓口改善員を中心に、随時チェックを行う。 (取組範囲) 1庁S37F執務室、同38F審問室フロア (スケジュール) 随時実施	継続